

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
1. 労働者福祉運動・事業の育成・強化について <p>(1) 「安心・共生の福祉社会」の実現をめざし、県内労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて活動を展開しています。また、労働・生活全般の相談のワンストップ解決サービスを目的に「ライフサポートセンターとつとり」を運営し相談を受け付けています。多様化している社会環境のもとで課題は複雑化しており、解決の糸口を見つけていくために相談・啓発活動をより細やかに、より広く行っていく必要があると考えます。</p> <p>つきましては、ワークライフバランスの推進など鳥取県労福協が行う労働者自主福祉運動などの事業に、連携を深めていただくとともに更なる支援・協力をお願いしたい。</p> <p>(2) 厳しい経済状況や働き方改革に関する法令等が十分に理解されず、労使関係にも影響を及ぼしています。鳥取県の委託事業として中小企業労働相談所「みなくる」を受託していますが、労働条件に関する相談件数は引き続き多い状況にあります。新型コロナウイルス感染症拡大による、厳しい社会経済・雇用環境のもとで相談者からの相談内容も複雑化・多様化している中で、今年度6月より月3回県立鳥取ハローワークでの出張相談をスタートし、労働相談を聞く場面での支援員の助けや求職者への助言など連携を進めています。今後も事業運営において、サービスの質の向上を図るために情報提供・相談員のスキルアップなど、機能強化への連携と協力をお願いしたい。</p> <p>※実績 2020年度 労働相談 2,934件 2020年度 労働相談 1,217件 (前年度1,226件) (2021年度は4月～8月までの実績)</p> <p>(3) 2020年4月よりパワハラの防止措置が企業に義務づけられたものの、今年度においても相談は、相変わらずあるところです。事業主・労働者ともにあらためてパワハラについて関心と理解を深め撲滅を目指さなければなりません。特に事業主には注意喚起と指導を徹底していただきたい。また、様々なハラスマントの発生による相談も増加しているほか、中でも非正規で働く者からの「職場の人間関係」の相談が増えています。コロナ禍による雇用環境の厳しさを反映した相談や偏見などに苦しむ相談も多く寄せられてきています。労働に関して困った時は「みなくる」に相談する等、さらに「みなくる」が利用されるよう連携ならびに周知の強化をはかっていただきたい。</p>	<p>鳥取県労働者福祉協議会（鳥取労福協）には、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の受託者として県内労働者・経営者からの労働相談への対応、普及啓発活動の実施、冊子「THE社会人」の作成・配布等をいただいている。また、労働者スポーツ祭典や勤労者美術展など鳥取労福協が行う労働者福祉の増進に資する事業への補助などにより、その活動を支援しているところです。</p> <p>令和4年度も引き続き鳥取労福協の活動への支援等を通じて、県下労働者の福祉向上・雇用環境改善を図ってまいります。</p> <p>鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」は、平成20年4月に鳥取労福協に委託後、労働相談やセミナー等の普及啓発を通じて県下の労働環境の向上に向け、適正に運営をいただいている。</p> <p>また、みなくるの管理運営事業は、平成23年度から公募制をとっており、令和3年度からの3年間についても鳥取労福協に受託いただき、事業運営いただいている。引き続き適正な運営をいただくよう、県としても連携を図ってまいります。</p>	とつとり働き方改革支援センター
		とつとり働き方改革支援センター
		とつとり働き方改革支援センター

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
(4) 社会人前教育（労働法関連講座）を、県内の高校や大学・短大等で行っています。教材として鳥取県・連合鳥取・鳥取県経営者協会の協力、支援のもとで発行している労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用し社会人としてのルールやマナー等、基礎知識の習得に向けた取り組みを行っています。また、この冊子は、好評を博しており毎年多くの団体から配布希望があり職員・新入職員の職場教育研修に活用されています。現在、県内全高等学校への配布も含め15,800部の作成・配布を行っています。対応していくために更なる支援をお願いしたい。あわせて、社会人前教育が教育現場で重要な講義であることをあらためて徹底していただきたい。	<p>現在、高校では、専門家や企業から招聘した講師による出前授業や労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用した学習を通して、労働に関するルールや相談窓口等について学んでいるところです。</p> <p>県教育委員会としても、労働法制を学ぶことは、高校生が実社会で生きていくために必要な知識や主体的に社会とかかわる態度を身に付け、社会参画の意識を高めることにつながることと認識しています。</p> <p>今後も、労働法制等に関する学習が、一層有効なものとなるよう、関連機関と連携を図りながら進めて参りたいと考えています。</p>	高等学校課
(5) 人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立など、持続可能な社会づくりに向けた新たな協同組合の役割發揮への期待は、コロナ禍で「人と人とのつながり」のかたちが大きく変容する中においても引き続き高いものと考えます。県内の協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値・歴史等の周知・啓発など、協同組合の育成・発展のための支援の強化をお願いしたい。	<p>持続可能な地域づくり、地域の雇用維持・多様な働き方の実現のためには、協同組合が重要な役割を果たすと考えています。</p> <p>特に、令和2年12月に成立し、令和4年10月に施行される労働者協同組合については、出資・運営・労働が一体となったこれまでにない組織形態として注目されていますが、制度についてまだ認知されていないため、他県に先駆けて、制度や活用想定事例を周知するためのセミナー、設立に向けた手続等に係る専門家による相談対応を行っています。</p>	雇用政策課
	<p>特定地域づくり事業協同組合制度の活用について、本県では、独自の運営費助成を導入するなど、その推進に力を入れています。</p> <p>また、県内での事業活用が図られるよう、市町村と連携しながら、事業所や地域運営組織などに対して制度周知を行うなど、一層の事業推進に取り組んでまいります。</p>	中山間地域政策課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
2. 消費者行政の充実強化に関する要請について <p>2022年4月には、成年年齢の引き下げにより、高校生が成人として契約の当事者となります。資質をきちんと備えることでトラブルに巻き込まれないようにしなければなりません。鳥取県労福協は、これまで県内高校生に対して賢い消費者になるための「消費者講座」を中国労働金庫の協力を得て出前講座を実施しています。鳥取県においても出前講座を開催して普及啓発を積極的に取り組まっていることも承知しているところです。研修の実施によって学校現場での消費者教育がさらに定着するよう図っていただきたい。また、「鳥取県における消費者教育推進の取組」において、当初、消費者行政と教育現場の連携取組として配置されていた消費者教育コーディネーター（消費者教育支援員）が、2018年度以降消費者センター職員に引き継がれていますが、継続後も機能が十分発揮できるよう対処をお願いしたい。</p> <p>高校生等が、主体的かつ適切に消費行動できるようあらためて消費者教育の強化をお願いしたい。</p>	<p>2022年からの成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者被害の防止や救済を図るため、より一層効果的な消費者教育を実施することが必要であると認識しています。</p> <p>現在、高校では、教科の中で消費者問題を学習したり、関係機関と連携して専門家の話を聞いたりするような機会を設けているところです。</p> <p>また、令和2年度に県消費生活センター担当者、弁護士、県立高校の教諭、県教育委員会担当者とで協力して、消費者教育に関する出前講座で使用する統一教材を作成し、今年度からすべての県立高校で原則2年生を対象に、県消費生活センター、県弁護士会と連携した消費者教育に関する出前講座を実施しているところです。</p> <p>今後も、高校生が社会の主役として主体的かつ適切に消費行動できるよう消費者教育の推進を図っていくこととしています。</p>	高等学校課
	<p>成年年齢の引下げに向けては、2018年度から消費生活センターと教育委員会等の働きかけにより、高校での消費者教育授業が開始され、2020年度にはほぼすべての高校で授業が実施されています。</p> <p>また、本年度、消費生活センター職員がコーディネーター役となり、消費者問題に精通した弁護士が県内すべての高校に向いて成年の意義、消費者トラブルへの対処法、責任ある消費行動等について講義する「弁護士出前授業」を実施中です。</p> <p>さらに、県内の4高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子高専）の正規授業として、学生及び一般県民を対象とした「くらしの経済・法律講座」を実施しているほか、地域団体、専門学校等に講師を派遣し、身近な契約トラブル、特殊詐欺や悪質商法等について、幅広い年齢層に対する啓発に取り組んでいます。</p> <p>そのほか、県ホームページへの「自宅で学べる消費生活講座」の開設や、地元新聞への「とっとり消費者大学消費生活相談」の定期連載のほか、SNSによる情報発信なども実施しています。</p> <p>今後も引き続き関係団体等との連携や多様な媒体の活用により、高校生を含む若年者への消費者教育・啓発を積極的に進めてまいります。</p>	消費生活センター

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化に関する要請について (1) 教育の機会均等について		
① 鳥取県におかれでは、令和2年度に県の奨学金制度を拡充されたことは承知しているところです。現在大学等への進学するために奨学金を必要とする人は、学費の高騰等により2人に一人が利用しているとの統計結果が出ています。就学を目指し必要とする学生が、県の奨学金制度をさらに利用しやすいよう奨学金制度（給付・無利子貸与）の拡充を図っていただきたい。経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をお願いしたい。	令和2年度にスタートした「高等教育の修学支援新制度」において、給付型奨学金・無利子奨学金制度が拡充されていることや、県の育英奨学金制度とも併用できることから、これ以上の拡充は考えていません。また、育英奨学金制度に関する相談については、これまでどおり人権教育課が窓口として対応します。 県では、産業界と協力して「鳥取県未来人材育成基金」を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金返還を助成し、I J Uターン及び産業人材の確保を推進しています。この制度では、大学等卒業後8年間、人材不足が著しい県内対象業種への就業を条件に奨学金の返還を助成することとしており、これまで産業界からの寄附等により、対象業種の拡大を行ってきてているところです。また、制度の周知についても引き続き進め、必要な人に行き届くよう取り組んでいきます。	人権教育課 ふるさと人口政策課
② 労福協では、毎年「奨学金に関する全国一斉相談会」を実施しており全国より多くの相談に対応しています。特にコロナ禍で返済負担など奨学金の問題点（失業・傷病などによる返済猶予申請時の説明不足など）が浮き彫りになってしまっています。既存の返済者の負担軽減や救済制度の拡充、学費を含む教育費負担の軽減につなげていくよう国に対して、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充へ働きかけを進めていただきたい。	日本学生支援機構では、「高等教育の修学支援新制度」として奨学金制度の拡充が行われたところであることや、新型コロナに起因する家計急変などにも対応されたこと、返還が困難になった方への支援制度なども用意されていることなどから、当面は、国の動向を注視していくこととします。	人権教育課
③ コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、県の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないよう柔軟な対処をお願いしたい。	県が貸与した奨学金は、次の奨学金の原資となるものであり計画どおりの償還をしていただく必要がありますが、進学、疾病、失業、出産等で一時的に低所得となる期間は返還を猶予する制度を設けており、貸与者には直接情報提供とともに、県のHPでも周知を図っているところです。また、奨学金の返還が滞っている方については、事情を聞かせていただきながら柔軟に対応しているところです。	人権教育課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
(2) 緊急雇用対策について 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、非正規で働く者等の中途解約や、雇止めならびに新規学卒者の内定取り消しなどが行われることのないよう企業等に周知徹底をいただきたい。 離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう、相談窓口の設置、手厚い就労支援や必要に応じた生活支援の拡充を図っていただきたい。	<p>県では、関係機関で構成する「新型コロナ対策企業・雇用サポートチーム」を設置し、コロナ禍での県内事業所の事業継続・雇用維持に向けた支援を行っています。</p> <p>また、新規学卒者の内定取消事案については、必要に応じて国が設置する「新卒者内定取消等特別相談窓口」等を案内するなど連携を図ってまいります。</p> <p>更に、新型コロナの影響を受けた離職者からの特別相談を行うとともに、そうした方の採用に理解のある企業の求人を登録し、就職マッチングを行う「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワーク（4箇所）に設置しています。</p> <p>加えて、雇用不安を抱える方がより相談窓口を利用しやすいよう、令和3年6月から、東部地区で試行的にみなる相談員による県立鳥取ハローワークでの出張相談に対応いただき、労働相談と就業相談とをワンストップで対応できる取組を開始しました。その結果、求職者をみなる相談員に誘導するような連携事例も出てきています。</p>	雇用政策課 県立ハローワーク
(3) 子どもの貧困対策の強化について 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援が必要となります。「鳥取県子どもの貧困対策推進計画〔第2期〕」をふまえたうえで、全市町村における貧困対策計画の策定義務化や、貧困の実態を把握し具体的な貧困の削減目標の早期達成のための貧困対策の充実および強化に向け対応されたい。	<p>市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により努力義務とされており、義務化にあたっては、国において全国の状況等を踏まえて検討すべきであるが、県内市町村では、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画〔第2期〕」策定時（令和元年度時点）の2市町村から、8市町村（令和3年6月時点）に増加しており、県としては、引き続き、様々な機会を利用し、市町村に計画策定を働きかけていきます。</p> <p>また、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、各種学習支援制度や高校生通学費助成等、子どもの「現在」を支える支援施策を実施しており、今後公表される予定の子どもの貧困実態に関する全国調査の分析結果も踏まえ、引き続き必要な施策を検討してまいります。</p>	福祉保健課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
(4) フードバンク活動の促進について 鳥取県では、これまで「鳥取県食品ロス削減推進委員会」において、フードバンク等に提供する食品の取扱いの検討等が進めてこられたことは承知しています。貧困対策として、こども食堂を含め市町村の取組やネットワーク活動により、今後様々な団体・企業からの食材の提供等支援が、拡大してくるものと期待されます。フードバンクが設置され継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体設置への基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など）に向けた支援策を検討いただきたい。	本県では、ごみゼロ社会実現のため、特に食品ロスの削減を重要項目として掲げ取り組んでいるところです。フードバンクの取り組みは、食品ロス削減の一助ともなることから、関係者と意見交換をしていきたい。	循環型社会推進課
(5) 自死対策・子ども相談支援について 2020年度は自死者数が11年振りに増加に転じ、特に子どもや若者、女性の増加率が顕著となりましたが、今後コロナ禍が長引くにつれてさらに深刻な事態になることも懸念されます。鳥取県におきましても、前年より死亡率が0.9ポイント増加しました。鳥取県自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」にもとづき実効性のある施策を強力かつ迅速に推進をお願いしたい。また、「子どもの悩み事などの相談 チャイルドラインうさぎのみみ」などNPO等民間支援団体との多様な連携の促進、相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育・活動の充実を図るためなど、活動に対する財源支援を検討いただきたい。	本県の自死対策については、精神保健福祉センター、保健所、市町村と連携し、相談対応や普及啓発に取り組んでいるところです。 中でも、平成31年度から若年層を対象として実施している「とっとりSNS相談事業（LINEでの相談）」では、新型コロナウイルス感染症により心身の変調が生じる県民のこころのケアを目的として、対象を全県民に拡大するとともに相談日も拡充しながら、専門職による相談対応を行っています。 また、鳥取県自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」については、関係機関で構成する心といのちを守る県民運動（自死対策の運動体として、当事者意識を持って地域で自ら対策を推進していく組織）において進捗状況の確認、評価をしながら取り組みを進めているところであります、前述したSNS相談事業なども含め、普及啓発や相談体制の充実など、効果的な対策を図っていきます。	健康政策課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
(6) 安心の介護体制の整備について 家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うため、各市町村へ体制整備の拡充への働きかけを願いしたい。また、教育と福祉のはざまにあって、これまでの制度で対応できなかつたヤングケアラーへの対策は、急務と考えます。実態の把握とその支援制度を設けていただきたい。	<p>県内全市町村には、高齢者、家族介護を行う介護者等の地域住民の総合相談、支援を行う「地域包括支援センター」が設置されており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、介護・生活に関する相談支援等を行っているところです。</p> <p>県では、地域包括支援センター職員の相談支援などの資質向上を図る研修会を開催していますが、そうした場を活用して、地域住民が介護に関して相談しやすい体制づくりを整備、充実していくよう、市町村や地域包括支援センターに働きかけています。</p> <p>なお、県では、家族に介護が必要となった場合に仕事と介護の両立を図り、介護を理由として離職することのないよう、働く介護家族向けの企業内研修の支援などを実施しており、引き続き、必要な情報発信や取組を進めていきます。</p>	長寿社会課
	<p>県の「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」の調査項目として、ヤングケアラー実態調査を実施した結果、ヤング（若者）ケアラーに当てはまるご回答した者は、小学5年生が1.8%、中学2年生が2.0%、高校2年が3.2%、青年（19～29歳）が5.1%であり、全ての年代で該当者がありました。</p> <p>また、ヤングケアラーに該当するか分からないと回答した者の割合が、年代が下がるほど高くなるとともに、希望するサポートとしては全年代において、見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られることなど外部とのつながりを求めていることが判明しました。</p> <p>このため、中高生だけでなく小学生に対しても啓発を行うとともに、ヤングケアラーがいつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化（例：SNS相談、オンラインサロン、支援者の研修及び電話相談の24時間対応等）を図るための経費を令和4年度当初予算（案）に計上しており、今後も、教育委員会と連携してヤングケアラーの支援を行うこととしています。</p>	家庭支援課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
4. 防災・減災対策の強化について (1) 災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進を進めていただきたい。	「鳥取県版災害ケースマネジメント」の手法により、鳥取県中部地震からの復興において被災者一人ひとりに寄り添った支援に取り組んだほか、県防災及び危機管理条例の改正により恒久制度化したところであるが、平素からの取組体制の強化のため、令和3年4月に県社会福祉協議内に「県災害福祉支援センター」を設置し、市町村での「鳥取県版災害ケースマネジメント」の社会実装に向け、市町村への働きかけを継続しています。また、令和3年12月には専門士業4団体との協定を締結し、より専門的な知見からの協力を得るための体制を強化しています。さらに、県社会福祉協議会が事務局の「災害ボランティア連絡協議会」には行政・NPO等が参加しており、災害時に備えた各主体の情報共有や連携体制を定期的に確認しています。	危機管理政策課
(2) 災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、被害が発生しないよう予防啓発を徹底していただきたい。	鳥取県は、無施錠による盗難被害の割合が全国平均を大きく上回っていることから、引き続き県民に向けてあんしんトリピーメール・SNS等の活用、関係機関と連携した広報活動により注意喚起を行います。 【参考】住宅侵入窃盗のうち無施錠による被害の割合（令和2年） 鳥取県 84.9% 全国平均 51.5%	くらしの安心推進課
(3) 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強化いただきたい。また労働者の安全を確保するために事業活動の活動休止・外出抑制の基準を設定するなど仕組みの策定を図っていただきたい。	近年の激甚化、広域化する豪雨による自然災害等大規模災害に対しては、行政による公助の対応だけでは限界があることから、住民や企業による自助・共助による取組が不可欠です。そのため、市町村や県関係課とも連携しながら、出前講座や研修会などあらゆる機会を捉えて、各種防災情報やとるべき避難行動等、防災知識に関する理解浸透を図っています。	消費生活センター 危機管理政策課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
	<p>県内企業に対しては、大規模災害発生時においても、事業活動の継続や従業員の安全確保をしていくよう、これまで様々な災害リスクに関するセミナーを行うとともに、個別企業の状況に応じた初動対応や防災対策をはじめとした事業継続計画（BCP）を策定できるよう、ワークショップの開催や専門家派遣などの仕組みの活用促進を図ってきたところであり、引き続きこうした支援を行っていきます。</p>	商工政策課
(4) 各市町村における個別避難計画の作成にあたっては地域住民をはじめ避難行動要支援者（障害者・高齢者等）とその家族、および福祉や医療関係者等の意見を反映させるとともに地域住民への個別避難計画の意義や事例説明を行い、実効性が高まるよう指導いただきたい。	<p>避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、令和3年5月の災害対策基本法の改正で市町村に努力義務化されたところであり、現在、市町村において優先度の高い者（ハザードが懸念される地域に居住する後期高齢者など）から、福祉や医療関係者等との連携をとった上で、避難先や地域住民など支援者のマッチングに取り組んでいるところです。県としても実効性のある計画の作成に向け、市町村への個別訪問による働きかけを行っているほか、令和3年度から予算化している「個別避難計画作成支援事業」による市町村への財政支援も行っています。</p>	危機管理政策課

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
<p>5. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援について</p> <p>(1) 国がSDGs実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、鳥取県においても、外国人・外国にルーツを持つ様々な人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への対応を進めていただきたい。</p>	<p>県では平成31年4月に（公財）鳥取県国際交流財団に外国人相談業務を委託して外国人の相談業務に対応する国際交流コーディネーター（英語・中国語・ベトナム語）を配置し、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の様々な相談に関係機関と連携しながら対応しております。必要に応じて専門機関への紹介等も行っています。（公財）鳥取県国際交流財団では、ホームページやSNSでの多言語及びやさしい日本語での情報発信、日本語クラスの運営や医療機関等への通訳ボランティア派遣などの外国人のコミュニケーション支援、国際交流フェスティバルや異文化理解体験講座などによる国際理解の推進等にも取り組んでいます。</p> <p>また、誰もが利用しやすい公共交通を目指し、案内看板の多言語表記化、路線バスへの路線番号設定や、タクシーへの鳥取県版翻訳アプリ導入等の取組を進めているところです。</p> <p>外国人患者が安心して医療を受けられるよう、令和元年度から医療機関に対して多言語に対応した翻訳機器の整備を支援するほか、県ホームページに外国人患者を受け入れる医療機関の一覧を掲載する等の取組も行っています。</p> <p>県内で暮らす外国人・外国にルーツを持つ人々に寄り添った生活支援がより求められていることから、県では市町村や（公財）鳥取県国際交流財団等の関係機関と連携をとりながら現状やニーズを把握し、多文化共生社会を今後も推進してまいります。</p>	<p>交流推進課 地域交通政策課 医療政策課</p>
	<p>県教育委員会では、日本語の理解に不安がある外国籍保護者等が、日本の学校制度や学校生活に関する理解を深め、不安を解消できるよう、学校生活に関する事柄を母語化した「学校生活ガイドブック（小・中学校編）」を平成17年度に作成し、内容についても見直しを行いながら、諸制度の変更に沿った改訂を行ってきました。今後も校長会や鳥取県PTA協議会や郡市のPTA連合会が主催するPTA役員研修会等で周知を行い、より多くの方に活用していただけるように努めてまいります。</p>	<p>人権教育課</p>

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和3年度)

要請事項	回 答	担当部局
(2) 持続可能な地域づくりのために、行政と非営利・協同組織との関係を、コスト削減や下請け型の業務委託としてではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上で対等なパートナーシップにもとづく協働の関係として、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、さらに制度・政策の充実を進めていただきたい。	<p>鳥取県として活力を持ちながら持続可能な形で発展していくため、行政サービスの提供や地域課題の解決の全てを県が担うのではなく、「民間が効率的・効果的に実施できることは民間に委ねられないか」という発想に基づき、協働連携の対象範囲を柔軟に見直しつつ、県と民間によるコラボレーションを通じて、できる限り民間の資源やノウハウ、創意工夫を活用することが重要です。</p> <p>県では、令和3年4月に協働連携のワンストップ窓口（民間提案事業サポートデスク）を設置し、相談・提案対応、事業実施に向けた伴走支援を行う仕組みを構築するとともに、協働連携の基本的なルール、進め方等を定めた指針（ガイドライン）を今年度中に策定し、より一層、協働連携の取組を積極的に推進していきます。なお、このガイドラインについては、PDCAサイクルに基づき、適宜、必要に応じて点検・見直しを行います。</p>	県民参画協働課
6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正について		
中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、鳥取県としての積極的な役割を發揮し、サービスセンターへの支援・指導を強化されるとともに、鳥取市・米子市以外の未設置エリアの解消にご尽力いただきたい。	<p>中小企業勤労者福祉サービスセンター運営に対して国庫補助が行われていましたが、労働保険特別会計の見直しを受け、平成18年度をもって廃止されました。</p> <p>中小企業単独では実施が困難な福利厚生を担っている中小企業勤労者福祉サービスセンターに関して、その利用促進は勤労者福祉向上の観点からも望ましいことですが、民間企業においても同等の福利厚生サービスが提供されています。センター自身が、企業から選ばれるよう、主体的に関係市町村等と連携して取り組むことを期待します。</p>	とっとり働き方改革支援センター